

考えよう 自分の一票 その重さ



衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査が、9月11日(日)の午前7時から午後8時まで行われます。衆議院議員は、小選挙区と比例代表の二つの選挙によって選ばれます。当日仕事やレジャーなどで投票のできない人は、期日前投票ができます。有権者の皆さん、貴重な一票を棄権せず、必ず投票しましょう。

衆議院議員総選挙 9月11日(日) 投票日

最高裁判所裁判官国民審査も

あなたの貴重な一票を国政に

衆議院が解散したことに伴い、衆議院議員総選挙の投票と最高裁判所裁判官の国民審査が9月11日(日)に行われます。

投票時間は、午前7時から午後8時までです。投票するときは、入場整理券(ハガキ)を切り離して本人のものだけお持ちください。入場整理券が届かなかつたり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

皆さんの一票を、国政に反映させる貴重な機会です。棄権せずに投票しましょう。

小選挙区と比例代表、国民審査の投票

今回の選挙では、小選挙区選挙と比例代表選挙の二つの選挙によって衆議院議員が選ばれます。小選挙区選挙では、成田市は銚子市・佐原市などと千葉10区に属し、1人の議員を選出します。比例代表選挙では、千葉県は神奈川県・山梨県と南関東ブロックに属し、22人の議員を選ぶことになります。また、同時に最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。

投票の流れ

小選挙区選挙

候補者名

比例代表選挙

政党名

国民審査

やめさせたい
裁判官に×

市内で投票できる人

日本国民で昭和60年9月12日までに生まれた人
成田市に住民登録をし、引き続き3カ月以上住んでいて選挙人名簿に登録されている人
成年被後見人など、欠格事項に該当しない人

市内で転居した人は投票所にご注意を

市内で転居した人は、投票所にご注意ください。8月19日以降に転居届を出した人は、転居前の投票所で投票していただくことになります。

選挙公報は7日(水)に新聞折り込みで

選挙公報は、9月7日(水)に次の新聞の朝刊に折り込まれます。朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞
折り込み日に届かなかつた場合は、次の補完場所を利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。

選挙公報を補完してある場所

市役所1階行政資料室、公民館(中央、成田、公津、八生、中郷、久住、豊住、遠山、橋賀台、加良部、玉造)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター
くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111・内線3152)へ。

即日開票

開票は、投票日当日の午後9時から市体育館で行われます。
なお、投票日は市のホームページでも、投票・開票の速報を掲示しています。アドレスは<http://www.city.narita.chiba.jp>

投票日に用事のある人は 期日前投票を(下図参照)

投票日当日に仕事や旅行などの都合で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

投票期間

衆議院議員総選挙

8月31日(水)から9月10日(土)

までの土日を含む毎日

最高裁判所裁判官国民審査

9月4日(日)から9月10日(土)

までの土日を含む毎日

投票時間

午前8時30分から午後8時まで

投票できる人

投票日に、仕事や買い物、旅行

冠婚葬祭などの予定があり、投票

所に行けない人

期日前投票所

市役所4階期日前投票所

病院などに入院中の人は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入
院入所中の人は、指定施設内で
不在者投票をすることができます。
また、市外に滞在中の人は、滞在
先の選挙管理委員会で不在者投票
ができます。

身体に障がいのある人は 郵便等による投票を

身体障害者手帳または戦傷病者
手帳をもち障がいの程度が一定の
要件に該当する人、介護保険の要
介護状態区分が「要介護5」である
人は、あらかじめ「郵便等投票証明
書」の交付を受けて、郵便等によ
る不在者投票ができます。

郵便等による不在者投票ができ
る人

身体障害者手帳をもちている人

両下肢または体幹の障がいが1

級または2級の人

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう

直腸、小腸の障がいが1級また

は3級の人

・免疫の障がいが1級から3級ま

での人

戦傷病者手帳をもちている人

両下肢または体幹の障がいが特

別項症から第2項症の人

・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう

直腸、小腸の障がいが特別項症

から第3項症の人

介護保険の被保険者証に「要介護

5」と記載されている人

申請の手続き

申請書(申請者本人の署名が必

要)に、身体障害者手帳、戦傷病

者手帳または介護保険の被保険
者証を添えて市選挙管理委員会
へ申請(申請手続きは代理の人で
可)します。

後日、「郵便等投票証明書」が郵
便等で自宅に送付されます。

代理記載制度も あります

郵便等による不在者投票ができ
る人で、上肢または視覚の障がい
の程度が一定の人は、あらかじめ
選挙管理委員会に届け出た代理の
人に書いてもらい投票することが
できます。

くわしくは市選挙管理委員会
(☎22 11111・内線315
2)へ。

お知らせ

9月11日(日)は選挙以外での市体育
館の利用はできませんのでご注意くだ
さい。
くわしくは市体育館(☎26-7251)
へ。

期日前投票手続き



受付

投票日に投票所に行けな
い理由などを「宣誓書」に記
入します。

宣誓書の記入は簡単です！

所定の用紙に住所・氏名などを記入し、記載された理由に を付けるだけ
です。印鑑を押す必要もありません。

投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、
投票用紙の交付を受けます。



投票

記載台で候補者の氏名を記入し、
投票用紙を直接投票箱に入れます
(投票用紙を内封筒・外封筒に入れ
て、それに署名する手続きは不要に
なりました)。

(注)投票の際は、入場整理券をお
持ちください。